

訂正情報	
書籍名	『第 5 版 特定技能記載例集 入国・在留諸申請第 I 分冊』

本書につきまして、下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

記載例集に関する情報は JITCO ホームページの「教材・テキスト販売」に掲載されていますので、適宜ご確認ください。

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/material/>

ページ	訂正対象	訂正前	訂正後
P39	該当番号 3 の「記載上の注意事項」4 行目	・協議会への加入は、ウェブ上で申請し、承認後にメールで届く加入 <u>証</u> 通知書を提出する。	・協議会への加入は、ウェブ上で申請し、承認後にメールで届く加入通知書を提出する。
P97	該当番号 2 (4) の「記載上の注意事項」4 行目	・「月額報酬」とは、基本賃金（月額）及び <u>最低賃金の算定根拠となる</u> 諸手当（通勤・住宅・扶養等の各種手当・実費弁償の性格を有するものを除く）を合算した金額を記載する。	・「月額報酬」とは、基本賃金（月額）及び諸手当（通勤・住宅・扶養等の各種手当・実費弁償の性格を有するものを除く）を合算した金額を記載する。
P106	項番 6	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方入国在留管理局へ提出する書類	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方 <u>出</u> 入国在留管理局へ提出する書類
P113	該当番号 8 の「記載上の注意事項」1 行目	・申請の日から遡って <u>3 か月</u> 以内のものを提出する。	・申請の日から遡って <u>1 年</u> 以内のものを提出する。
P138	項番 8	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方入国在留管理局へ提出する書類	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方 <u>出</u> 入国在留管理局へ提出する書類
P214	項番 8	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方入国在留管理局へ提出する書類	出入国在留管理庁が定める「提出書類一覧表」に従って揃えた、地方 <u>出</u> 入国在留管理局へ提出する書類
P226	項番 3 ⑤「申請人に対する報酬が～」の 1、3 行目	従業員 <u>C</u> は経験年数、業務範囲、業務量のいずれも特定技能外国人を上回っており、また、業務手順についても一定の裁量が認められるなど業務上の責任の程度も特定技能外国人を上回っている。特定技能外国人と従業員 <u>C</u> の報酬の差は職務内容・職責の違いによる合理的なものである。	従業員 <u>B</u> は経験年数、業務範囲、業務量のいずれも特定技能外国人を上回っており、また、業務手順についても一定の裁量が認められるなど業務上の責任の程度も特定技能外国人を上回っている。特定技能外国人と従業員 <u>B</u> の報酬の差は職務内容・職責の違いによる合理的なものである。